

平成29年度第2回島根県いじめ問題対策連絡協議会

日 時 平成30年1月25日(木)

14:00～16:30

場 所 島根県市町村振興センター大会議室

●事務局

定刻になりましたので、ただいまより平成29年度第2回島根県いじめ問題対策連絡協議会を開会します。

本日は御多忙のところ、また、大変足元の悪い中、当協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございました。

本日の協議会は公開にて開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに資料の確認をお願いします。事前に送付させていただいた資料として、次第、資料1の「島根県いじめ防止基本方針改訂案(新旧比較表)」、資料2の「平成28年度生徒指導上の諸課題の現状について」、資料3の「生徒指導関連事業」。それから、本日、配布した資料として、出席者名簿、資料4の「日頃いじめ問題に取り組む上で課題とされていること」、当協議会委員からの改訂に対する「意見書」です。意見書は、昨年6月1日開催した第1回いじめ問題対策連絡協議会において、追加意見がある場合は後日提出のお願いをしておりましたが、9月になって当協議会委員から提出されましたので情報提供させていただきました。それから、最後に同じく当協議会委員から「年次報告書」という資料が配られております。

以上、配布漏れや乱丁等がありましたら事務局までお尋ねください。よろしいでしょうか。

それでは、本連絡協議会長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●会長

6月に開催した第1回いじめ問題対策連絡協議会のところで、県のいじめ防止基本方針を改訂するに当たってのご意見を皆さんからお聞きするという事で、本当に限られた時間の中で、様々な多様な視点からの御意見をいただくことができました。

それで、その後、県の生徒指導審議会、これは県の条例に基づいて、いじめの対策を実効的に行うという目的で設置された審議会でございますが、そこに上げまして、聞くところによると、もう3回にわたる審議、議論が行われたようでございます。

本日は、第1の議題として「島根県いじめ防止基本方針の改訂について」とありますが、その改訂案を皆さんに報告し、また、様々な立場でのさらなる意見もお伺いしたいというところが、お集まりいただいた目的です。

それから、あわせて毎年度、御報告頂いていますが、「平成28年度生徒指導上の諸課題の現状について」が第2の議題になります。この中にはいじめの認知件数もありますが、それ以外の暴力的なものであるとか、様々な生徒指導上の課題と現状についても御報告頂き、また、皆様方からの多様な意見を頂きたいと思っております。

この連絡協議会は、いじめの対策や防止等にかかわる本当に様々な団体、関係者の方が集う会でございます。そこでの情報共有、あるいは意見交換というところがこの会の設置の趣旨でもございます。本日、限られた時間ではございますが、それぞれのお立場等から活発な意見交換ができますことをお願いしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきたいと思っております。本日はよろしく願いいたします。

●事務局

続きまして、出席者の御紹介について、自己紹介を兼ねていただきたいところですが、時間の関係上、別添の名簿、座席表より紹介にかえさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。なお、本日の出席者は、名簿のとおり4機関が欠席、それから、急遽、こういった天候でございますので、名簿のNo.6の県高等学校PTA連合会様、No.8の県特別支援学校PTA連合会様、No.10の青少年育成島根県民会議様、以上3名の方が欠席するという連絡をいただいております。また、事務局においては、県立学校を所管する県教育委員会と私立学校を所管する総務部総務課でさせていただいておりますので、御報告させていただきます。

それでは、これからの議事につきまして、会長様よろしく願います。

●会長

それでは、お手元の次第に沿って早速この連絡協議会を始めたいと思っております。

まず、第1の議題でございます、「島根県いじめ防止基本方針」の改訂について、この改訂内容をこれから説明させていただきたいと思っております。先ほど挨拶の時にも申し上げましたが、この改訂内容は6月の本連絡協議会等の意見を受けながら、3回にわたる県の生徒指導審議会での議論を重ねた結果のものとなります。

資料1について、事務局から説明をいただいた後、御意見を願いたいと思っております。なお、御意見がある場合は挙手をしていただいて、御所属と名前の後に発言をし

ていただくようお願いしたいと思います。

それでは、資料1について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

島根県いじめ防止基本方針の改訂は、国の基本方針改訂を受け、県の基本方針を改訂するというところで、6月の協議会で御意見を伺ったところです。その後、教育委員会会議において、国の改定内容をどのように盛り込むか、言いかえれば、全面改定ではなく部分的な修正にするという方向性が示されたところです。その後、9月から1月まで計3回の生徒指導審議会を経まして改訂案ができましたので、これから御報告させていただきます。

資料1をお願いします。改訂の主なポイントを説明します。

まず、4ページの2.「いじめの定義」の2つ目の※印ですが、けんかやふざけ合いについても、背景の調査を踏まえた上でいじめの認知を行うことを追記しています。

続いて、10ページをご覧ください。10ページの(6)「幼児期の取組」についてですが、発達段階に応じて幼児が相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促すことを追記しています。いじめの未然防止に向けて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で、相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう取組を促すこと、特に、幼児に関わりの深い保護者や保育士等が、日頃から幼児の人権感覚を育てていけるよう、自分の気持ちを言葉で伝えることの大切さを教える取組を働きかけるという内容となっております。

続いて、11ページをご覧ください。3の(2)「児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の支援」についてです。これについては、道徳教育の充実を追記しています。児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策の推進、及び各地域の実態に応じた道徳教育の推進のための学校の取り組みを支援する内容となっております。

次に、13ページをご覧ください。(2)「重大事態への対応」についてです。平成29年3月に文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も参照することを追記しています。

同じく(2)の①「重大事態の定義」についてですが、重大事態は事実関係が確定した段階で重大事態としての対応をするのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始

しなければならないことを認識するというを追記しています。

それから、15ページの⑤「児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供」について、調査実施前に被害児童生徒及び保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害児童生徒等の意向を踏まえた調査が行われることを追記しています。具体的には、調査の目的・目標、調査主体、調査時期・期間、調査事項、調査方法、それと調査結果の提供という内容になっています。

同じく15ページの⑦「調査結果の報告」についてです。県立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱うことや、被害児童生徒、保護者は調査報告に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えることができることなどを追記しています。

同じく15ページの⑧「調査報告を受けた知事による再調査及び措置」についてです。再調査を行う必要があると考えられる場合の指標を追記しています。1)調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合、又は、新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合。2)事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。3)学校の設置者や学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。4)調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合、これら4つの内容となっています。

17ページをご覧ください。参考としての図ですが、教育委員会が調査主体となる場合、学校が調査主体となる場合のいずれも、児童等、保護者から調査結果に係る所見をまとめた文書を提出することができるという部分と、矢印を追記しています。

18ページをご覧ください。第3章の1「学校いじめ防止基本方針の策定」についてです。具体的な取組を追記しています。いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等の内容となっています。

19ページをご覧ください。③「特に配慮が必要な児童生徒への対応」について、発達障がいを含む、障がいのある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒、又は原子力発電所事故により避難している児童生徒への対応を追記しています。

21ページをご覧ください。(3)の④「いじめに対する組織的な対応及び指導」についてです。いじめの解消の要件を追記しています。1)として、いじめに係る行為が止

んでいること、2)として、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことという内容となっています。

24ページをご覧ください。(4)の⑥「法の理解増進等」についてです。保護者や県民に対して理解を深めるため、PTAや地域の関連団体等との連携を図り、広報啓発を充実することについて追記しています。

以上、主な改訂ポイントについて説明をさせていただきました。また、改訂にあわせて細かな字句の修正も行っています。資料1の説明は、以上です。

●会長

ありがとうございました。

前回の協議会でも御指摘いただいたいくつかのご意見が、この改訂案にも生かされているというように考え、今、報告を聞きながらそう思ったところです。それでは、今、主な改訂ポイントについて御説明いただきましたが、この資料1について御質問、あるいは御意見があれば、発言をお願いします。

●委員

21ページのいじめが終わった状態というところで、2)に被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことというのがあるのですが、実はいじめを受けた子は、いつまでも痛みを引きずっているものなので、いじめがもう今とまっていたとしても、いつまでも精神の苦痛を引きずることがあるのですが、それと、そのいじめが終わったというのがうまく合わないような気がするのですが、どう思われますか。

●事務局

ありがとうございました。いじめに係る行為が止んでいることと、心身の苦痛を感じていないことの、この2つをクリアしないといじめが解消したことにはなりませんので、今言っていましたずっとそのいじめについての心身の苦痛を感じているか感じていないかということにつきましても、十分に保護者や本人に話を聞いたり、状況を把握したりしながら、そのことについて十分状況を把握した上で、苦痛を感じているのか感じていないのかというところをしっかりと見ていかなければならないというように思います。

●委員

そういう意味ではなくて、例えば何年もたっても、子どもが大人になっても、いじめられた過去を持っていたらそのことに関しての苦痛っていうのはいつまでも続くものだし、何かのきっかけでぱっと思い出して、まだつらいということもあるので、そ

れはもうずっとなくならないと思うのです。だから、むしろ子どもにいじめについて教えるときに、いじめたらその子がずっと痛いんだよ、心が痛いんだよっていうのを教えることが大切だと思いますので、じゃあ、いじめ終わったね、もう何ともないねっていうのは、ちょっと間違っているような気がするんですけども、この定義は例えば国の定義がこうであるとかそういうことでしょうか。

●事務局

この改訂は、国の改定内容から引用しております、国がこのような2つの要件を満たしていれば解消したということで、国の考え方としては、軽々しくいじめが解消したと言うなというための一つの例示として、この2つが挙げられていると思います。

●委員

すみません、しつこくて。被害を受けた子どもがいつまでも苦しいというのと、あるいじめがあったときに、みんなが、いじめに加わった子も加わっていなかった子も、見ていただけの子も、みんなが話し合うとかして、もうそんなことはよくないからやめようよって言って止めたとしたら、それは一つの大きいことだと思うんですよ。それは、いじめは終わったと、いじめをしたことを通じて子どもたちが成長したっていうことでいいと思うんですけど、それと、また、被害に遭った子が痛みを感じていないということは全く別のことだと思うんですけども、変でしょうか。

●事務局

被害児童生徒の、その被害性に着目して、このいじめの定義というのができておりますし、今おっしゃっていただいたような心の傷などについても、できる限りの対応をするということはもちろん十分考えなければならないことだと思っておりますし、ここにはそういうふうには記載はできてないのですが、おっしゃっていることはよくわかります。

●委員

わかりました。諦めます。

●会長

そのほか御質問、御意見等。

●委員

まず、最初に、先ほどの質問に関連して、インターネットを使ったいじめについて、21ページです。先ほどのところで、1) のいじめに係る行為が止んでいることというこ

とで、被害者に対する心理的、物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることというふうに書かれていますが、昨今、日本中を挙げて一番重要な問題となっている、座間の事件もありますし、寝屋川の事件もありますし、子どもたちの間でもインターネットが当たり前になっていて、スマホやゲームでネットに簡単につながります。そのことによって、ネットによるいじめなり、あるいはネットによる犯罪なりについて、教育に関わる者とか支援する者とか、そして親御さん、子どもたちも本当に勉強しなきゃいけないと思っています。例えばLINEがある人に対する情報が上げられるときに、一瞬にして、世界中駆けめぐってしまうというところがあります。インターネットで1回出したものについてどこまで止めることができるのか、相当の期間継続していることというふうになっていますが、出したものはもう消すことができない。そのことに関して、県警本部から、いらしてると思うんですが、私はネットの犯罪、ネットによるいじめに関しては、素人が突きとめたり、消してしまうことというのは本当に不可能という状態が進行していると思うんですね。この辺は警察の方に、調査を、犯罪に関わってやるときは、座間の事件もそうだったと思います、寝屋川の事件もそうだったと思いますが、やっぱりサーバーをたどって行って、専門の警察だからできる技術をもって復元をすることもできますし、サーバーに関して残っているものも消していったりすることができると思うので、この辺をぜひ警察の御協力をお願いしたいと思います。1)に関連して、22ページのインターネット上のいじめへの対応、23ページのはじめのところ、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得るということで、教育関係者や一般の私たちではなかなか防ぎ切れないとか、被害を食いとめ切れない部分があると思いますので、その辺を県警の方に、どういうふうに協力していただけるのか教えていただきたいと思います。

●委員

失礼します。県警本部少年女性対策課から来ております。

先ほど御指摘がありましたけれども、インターネット上のいじめというのは現在大変な問題になっております。インターネットに一度拡散すれば、幾ら警察の力をもって警察ができて得る捜査の範囲を超えて世界中に一瞬のうちに拡散をします。ですので、これを一つずつ例えばサーバーをたどって削除要請をかけたとしても、どこかに、別のところに放置されたデータというのは消えません。これは十分皆さんの中でも御認

識いただいているところだと思えますけれども、ただ、そうはいつでもできることはできる範囲でやっていく必要があると思えます。ただ、拡散した情報を消すということもですけれども、拡散させないような方策として、県警では情報モラル教室ということも考えております。

●会長

先ほど説明された、未然に防ぐという意味では、11ページの項目3として、「いじめを未然に防ぐ」というところがあり、(3)「インターネット上のいじめへの対策」で、短い記載ではありますが、ネット上での対策について要点がまとめられています。その中でも周知・啓発というところの重要性をご指摘されたところです。

また、本日配布された資料4の自由意見においても、高校校長協会から、インターネットを使ったいじめ等のことが記載されていますので、後のところで、いじめの生徒指導上の課題等について御報告頂きたいと思えます。引き続き意見交換をお願いしたいと思えます。

●委員

先ほどのインターネットやいわゆるSNSに関しては、学校側も同じように苦慮しています。近年、非常に高度化して、このいじめ防止対策基本方針を、国から県、それから市町村へ降りたものをまた学校独自につくっていくのですが、基本的に学校現場で発見あるいは起こるケースが多いので、学校のほうで対処していくというのは基本になります。先ほどのインターネット上のこととか、22ページの⑥「インターネット上のいじめへの対応」では、学校は早期発見に努めて、削除するなどの措置をとると書かれています。実際、削除というのは学校ではほとんどできません。保護者にもできない。本人もしようと思ったら、もうできないという状況が多い。自分は消しているけど、実際は残っているということになると、どのように対処するとそういう被害を、実際に起こったものを食い止められるのかというのは、学校のほうでもとても苦慮しています。学校にそういう専門の職員が配置されているわけでもなく、そういう中で、いじめへの対応については、時間的にも教職員の数的にも非常に苦慮しているところがあるので、何か、具体的に実現できる手だてとか対策とか連携等が、より具体的に示していただくといいかなと思えます。

この改訂案にはなかなか記入するところまではいかないと思えますが、具体的などころが見えてくるとよいと思えます。

●会長

ただいまの御意見について、事務局から何かあればお願いします。

●事務局

ありがとうございました。SNS等については、以前はインターネットの掲示板にいろんなことを書き込むというような状況で、これはある程度、外部から見て、どんなことが書き込まれているのかもよくわかる状況ではあったのですが、近年はそういうところに書き込むというよりも、閉じられた世界の中での画像や発言のやりとりであって、非常に見えにくくなっています。先ほどおっしゃっていただきましたように、これをまた後で削除するというのは、警察にも協力を得ながらやっている事例もありますけれども、非常に困難を極めるというのは、これはもう間違いなくそういう状況です。とはいえ、それでよしということにはなりませんので、情報モラル教育等で、それは絶対に難しい、情報がいったん流れ出してしまうと消すことができないというようなことも含めて、しっかりとした教育を続けていくということ。それから、いろんな分野の専門の方もおられますが、そういうところと連携をとりながら、例えば警察でもそういう、難しいとはいえ、やはり協力していただかなければ学校現場としてはできませんので、そこはしっかりと連携をとっていくということを今後も続けていくということで対応をしていきたいというふうに考えております。

●会長

これに関連、あるいはそのほか御意見等をお願いします。

●委員

その辺の関連については、一旦そういうことが起こったときに、これは松江市の青少年支援関係の方からお聞きしたんですけど、ネットいじめ、犯罪に対しては、一刻を争うと、ぐずぐずすればするほど被害を受けた人の傷が深くなるので、警察では、速効でチームを組んで対応をするというふうなお話を伺っております。県警のほうも、難しいのはわかっていますが、もう少しネットによる犯罪であったり、性的な辱めっていうか、青少年の間のデートDVであるとか、なかなか対応が難しいと思いますが、現代の子どもたちがどういう環境に置かれているのかを考えると、そして、こういういじめが実は一番難しいし、また広がっているのではないかと思いますので、DVに関しても、性暴力、ネットによる暴力に関して、ぜひ、できないできないではなくって、警察挙げて協力していただければと思います。

それから、あと2点、項目で言えば、重大事態、15ページですね、再調査及び措置に関連して、15ページ⑧の1)、2)、3)、4)とあります。1)、2)、3)、4)全てすごく大事なことだろうということですが、特に、調査委員の人選の公平性、中立性ということは言うまでもないことだと思うんですが、県立学校であれば県教委のもとに重大事態の専門家、調査委員会、市町村であれば市町村教育委員会の生徒指導推進室であるとか、そういうところが上に立って調査を指揮して、委員の方が調査をされるわけです。しかしながら、公平性が問われるのは、委員の人選だけではありません。例えば県立学校であったとします。ある県立学校での対応に問題があったと、初動体制が遅れたばかりではなく、その後の対応も遅れた場合には、当然、県の方に送られて、県教委のもとに調査委員会が調査されるわけですが、実は、もし当該学校の管理職の方が子ども安全支援室長になられて、その方が自分が前任校で事件が起こった当時のことを、教育委員会の指揮のもとに調査委員の方がちゃんと動けるのかということで、教育委員会の下で重大事態の調査委員会をつくっていくということは、とても大きな問題だと思うんです。

他県で起こっている自死事案に関する調査委員会に関して、取手市だけではなく大津市もそうでしたが、きちんとした調査を行われなかったということがあって、御遺族が委員を変えてほしいとか、取手市の場合は市教委ではだめなので県教委でというふうになったと思うんですが、なかなか構造的に難しいかもしれませんが、例えば県の教育委員会の方が前任校で在籍中にその事案が起こったとすれば、当然、その方は、委員さんの場合もそうですが、その事案の調査に関しては参加しないと。普通、よく、当事者はいろんな審議会等でもその方が関わっている事案に関しては外れるということが必要かと思います。これは委員さんだけではなくって教育委員会の調査の指揮をとる担当者も、第三者性の視点から考えれば、関係者は一步引かれるのがしかるべき対応ではないかと思います。ここをもう一つ広げて、教育委員会の指揮に当たられる方についても、これは大きな問題かと思います。

それと、もう1点、一番基本的なことです。書く必要もないのかもしれませんが、最初の「はじめに」のところですね。基本的な考え方のところ、私もペーパーでもお出ししたんですけども、やはり子どもの権利条約の中で一番大事なのは、子どもの意見表明をどう保障するのかということかと思います。それで、是非その辺を条文を引いていただいて、国が書いていなくても記載していただきたい。やはり、子ど

もの意見を必ず聴くようにするということですね。実際に被害を受けた子どもさん、あるいは加害者側に回ってしまった子どもさんも、非常に傷ついている状況があって、なかなか聞き取ることが難しいにしろ、やはり一番の当事者である子ども本人の意見を聞く機会を最初から諦めるとかやらないとか。もし、話ができない、したくないということもあるかと思いますが、それを大人の側が忖度して、子どもは意見が言えないだろうから、聴くこと自体が無理だというふうに思うのではなく、子ども本人に、意見を聴くことができるかなど、話してもらえるかどうかということを確認していただきたいと思います。やはり、大人の側が思いはかって、勝手についていきますか、子どもはそんなことは話せないだろうというふうに最初っから思われてしまう、それが子どもに対する親切だというのは、やはりどっかパターンリズムというか、思い上がりっていうか、私たちもアドボカシーについてはいろいろ思うところがありますが、基本的には子どもの意見を聴くという一番大事なところ、そこが本当にできているのかなというようなケースを見聞きすることがありますので、やはりしっかり押さえていただきたいと思います。

余分ですけど、不登校の会をやっていて、昔、不登校の手引書をつくる時に、当事者のほうから言いたいことがあるので言わせてほしいし、編集委員にも入れてほしいというふうにお願いをしたんですが、カウンセラーの方が私たちはプロで、親御さんの話も子どもさんの話も聞いているからそれで十分だというふうにおっしゃった。でも、それは思い上がりっていうか、やはりいろんなケースがあり、いろんな子どもたちがあり、子ども本人に聞くということを一番押さえなきゃいけないことかと思えます。障がいがある人は言えないだろうとか、子どもは言えないだろうとかではないと思いますので、話せないなら話せないということも子どもからはっきり聞いていただきたいと思います。どこかに入れていただけると嬉しいです。

●事務局

ありがとうございます。子どもの権利条約についてのこともおっしゃっていただきましたけれども、子どもの権利条約につきましては、毎年資料を、各小・中学校へ配付して、それについての学習をしていただくということで、当室からお願いをしているところですし、その内容につきまして、非常に重要性を十分に理解させていただいているということでございます。

今回、今、大変重要なことであるというふうにおっしゃっていただいて、そのとおり

だと思います。ただ、今回のこの改訂が、先ほど説明させていただきましたけれども、大幅な改訂ではなく、国の改定部分を盛り込むということとして、今回の生徒指導審議会では結果としてその内容については入れるとお話にはならないというような状況でした。

それから、子どもの意見を聞くということですが、これは、非常に重要なことだと思います。重大事態が発生したときの調査につきましても、被害児童生徒、保護者に対して丁寧に説明するというのを今回追記しているわけですが、その中でしっかりと子どもからの意見も聞くということはしていきたいと思っております。

それと、調査委員の人選についてですが、これも、人選に当たってはそれぞれしっかりとどういう状況であるかということについて、公平中立でなければなりませんので、先ほど言われたいろいろな状況もあろうかと思いますが、これについては人選をする際にしっかりと取り組まなければならないことであろうかというふうに思います。ですので、特にここにそれについて書くということではないかもしれませんが、おっしゃっていることは非常に理解できるなと感じました。

●会長

ありがとうございました。例えば5ページの(2)「いじめの早期発見」では、ストレートな表現ではないのですが、児童生徒の訴えを真摯に受けとめ丁寧に聞くとか、相談窓口の周知等ということで、今回の対策の基本的な精神の中にはまだ基盤として残っていると思います。

委員のご発言はそこのところをぜひ明記してほしいということですが、今回の改訂のところでは生徒指導審議会の判断も国の変更部分の対応というところで止まっています。ただ、私が思うには、こういうものは恐らく、これをつくって何年もということもないと思いますので、今後またいろいろな改訂をするような、随時、時代背景とともに必要なところを改定していくということになると思われまますので、今回のところは、国が改定したところの範囲というところにちょっと留めざるを得ないのかなというふうにも思っております。

そのほか御意見、御質問等あればお願いいたします。

●委員

今回の追記で気になったところは、10・11ページの(6)「幼児期の取組」と3の「いじめを未然に防ぐ」の(2)に対する追記です。

ここに、思いやりを育てるとか、保護者や保育士が人権感覚を育てるように取り組んでもらうみたいな感じに書いてありますけど、幼児の問題行動って、多分、親って
いうか、家庭環境の問題でその反動が来ているんだと思うんです。そういう状態で、
親に子どものいじめをしないように取組しろなんて言っても無理だと思うんですよね。

これは、幼児期の取組ってというのは、例えばいじめとかは思いやりでどうにかなる
問題ではないと思うんです。基本的人権ってというのは天賦のもので、こっちが思い
やりで施すものではないんです。それなのに、この思いやりの心を育てるっていうこ
とだと、相手に対する施しみみたいなことになってしまいますし、精神論でどうにかな
るんだったら、これ、思いやりがどうか道徳がどうか、以前から言われています
けど、確かに青少年の非行は減っていますし、凶悪犯罪も減っていますが、同級生の
下着を盗撮して、それをネットで売って小遣い稼いだりとか、特定の民族に対して皆
殺しにしろなんて言ったりするような中学生が出てきますかね。これは、道徳の問題
ではないですよってということで、国の指針でこういうふうに書いてあるんだと思
いますけれども、こういうものでは決して解決にはならないと思います。本当に必要
なのは、幼児期の取組っていうことは、幼児が問題行動を起こしたりしないような家庭
への支援ですね。親が養育できない事情を取り除く、子育ての技量不足があるんだ
たら技量不足を補う人間を関わらせる、そういったことのほうが重要だと思います。

あと、いじめとか思いやりがどうというよりも、そもそも学校のシステム自体がいじ
めってというのは起きるもんだと思うんです。だって、同じ教室に何人もがずっと毎
日いて、その中で気の合わない人がどうしてもいる。ちょっといらつきやすい子は必
ずいる、申しわけないですけど、誰かをいらつかせるような気質の子も必ずいる、そ
れで衝突が起きないわけがないんですよ。だから、そこは思いやりでどうか我慢
してやるとかそういう問題じゃなくって、相手がノーと言えやめる、これを徹底す
る以外ないと思うんです。そういったことを考えるべきだと思うんですけども、
いかがでしょうか。

●事務局

ありがとうございます。幼児期の取組については、生徒指導審議会でも家庭への支援
が必要であるという意見も出ておりまして、それも含めて最終的にはこのような形に
なったものです。決して子どもたちへの指導を親に任せてしまおうとかいうようなこと
ではございませんで、家庭への支援も十分必要であるということも考えた上で、この

ような文章にまとまったところです。

それから、思いやりは人に対する施しだというような御意見でございましたけれども、様々な御意見も伺った中で、国の道徳的な考え方なども含めて、あわせてこのような表現になっているところです。いろいろな御意見を伺わせていただくというのは非常に参考になりますし、先ほどの家庭の支援が非常に必要だということについては、今後も様々なところで、そういう視点で考えていきたいというふうに思っております。

●委員

あともう1点、ちょっと希望として、別紙の提言を読んでいたんですけれども、この中で、人権侵害が発生したときの第三者委員会に対応を一本化しというのがあるんですけれども、国がどうかじゃなくて、県独自として、該当校が関わるのを禁止すべきじゃないかと思うんですよね。大体、他県とかもそうですけど、学校がそもそも初期の調査をするから、こじれて裁判になったりとか、そういうことになっていたりしますよね。もうそういうのがマスコミで報道されると、イメージとして、もう学校は隠蔽しかしらないとなつて、何か重大事案が発生した場合も、まず不信感から始まると思うんです。教育委員会も教員の人たちが勤めているわけで、当事者でもあるわけですよ。そういうのとは全然関係ない委員っていうか、独立した機関があるべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

●事務局

様々な事例があろうかと思えます。県の基本方針の場合、17ページの表にも出ておりますが、教育委員会が主体となって調査する場合と、学校が調査主体になる場合ということで、基本は県立学校が調査するようにはなっております。

先ほど言われましたように、いろいろなことも考えなければならないわけですが、保護者や被害生徒に対して調査を行う場合に、学校が主体となる場合とか教育委員会が主体になる場合というのは、しっかりと説明して、了承を得た上で調査に入るというふうな形でございます。

県立学校の場合は、この調査主体をどちらにするかということについては、教育委員会会議の中で協議して決定します。どちらがいいのかということで、教育委員会が調査をすることもありますが、それから県立学校が調査する場合もあるということで、しっかりそこを精査した上でやるということでございます。現段階ではその中で決まって、それを被害の児童生徒とその保護者にその調査方法について説明し、了承を得

た上で調査に入るということでして、今、発言された考え方ももちろんあるとは思いますが、現在の仕組みの中ではこのような対応をさせていただいているということです。

●委員

わかりました。

●会長

そのほか御質問、御意見ありましたらお願いします。

●委員

いじめの問題を、学校が主体になって、子ども双方、保護者も含めてですが、進めていくというのは、私はそれは第一の段階で大事だと思っています。ただ、双方が平行線をたどって、わかり合えないつらい状況が起こってくる事態もあります。だから、どこかで、カウンセラーの方や臨床心理士の方が入って話を聞いたり、いろいろ対応も一緒にされるということがあります。事例によっては外部の人が入って、客観的な立場で調整や指導、支援が必要だと、私も現場にいて感じていたところです。初めから外の人に丸投げのような学校はないのですが、子どもを育てている学校現場では親子、先生、外部支援者の三者が共に支え合うことの必要性を感じます。

それで、県の場合は、小・中当たり前ですが、高校の指導もなされますね。

●事務局

県立学校の場合です。

●委員

それで、いじめに遭った子どもも、いじめをした子どもも、すぐにそれが終わることではないですよ。精神的な心の病気になっていく子どももいます。

そういう子をロングランなつながりの中で育てていくという視点も大事ではないかと思うのですが、ほぼ関係が切れていくんです。小学校では熱心に支援されていても、中学に行ったときに、当初連携は取れているんだろうと思いますが、子どもも成長していくし、いじめをした子どもも当初指導したぐらいで改善されることはない、家庭環境もそんなには変わらない状況があると思います。このようなことも含めて、この改訂案に今入れることではないですが、連続・継続して育てていく考えは今後必要ではないかと思いますので、意見を述べさせていただきました。

●会長

ありがとうございました。今、委員が御指摘くださったこと、学校間での相互の連携ということについてです。10ページの(4)「学校相互間の連携」に、この基本方針の中での重要な視点として、記載量は少ないですが、委員の御指摘になったところ、このような形で表現されております。

事務局で、何か、この点に関して付け加えること等あれば発言してください。

●事務局

学校が調査主体になる場合のことですけれども、先ほども学校がしっかり調査できるのかというような御意見を頂戴したわけですが、県立の場合ですと第三者として、例えば弁護士や臨床心理士の方に間に入っていただいて、公正な中立な調査ができるように保護者や被害生徒、それから学校との間に立って調整をしていただくというようなやり方もしておりますので、参考までにつけ加えさせていただきます。

●会長

そのほか御意見、御質問、お願いいたします。

●委員

重大事態の調査のあり方について、県のほうは要綱とか定めていらっしゃると思います。市町村の場合はございます。松江市の場合は設置条例。その中で、私は重大事態の調査をスタートさせた以上は、調査は調査ですから、調査の経過と結果はきちっと報告すべきであろうと思いますし、調査内容は全部記録にとると。そして、調査内容は記録して報告書に反映させるべきです。そして、そのケースから学んだ再発防止策まで書き込むべきだと思いますよね。

重大事態の調査結果、そして、調査の過程、調査の結果、そして再発防止策、これ、きちんとして書けるかどうかということなんですが、先ほどから思いやりという言葉が出てくるんですけど、重大事態の調査がスタートしているはずなのに、条例の中に調整機関と位置付ける項目もありまして、同じケースを調査しているのに、議事録はとらないし、報告書にも反映させないですむ、調整という扱いになっています。実際に議事録にも残らないけどいいですかということで、家族の承認をとる。調整という聴き取りの方が多かった。県はそういうごまかしはなさらないだろうというふうに思います。

重大事態は命にかかわることですので、それはきちっと調査をすべきであって、思いやりとかいう調整ではないです。調査はきちっとやってください。そして、

もちろん証拠を探す前に教育委員会がどこか捨てたりしないようにしてほしいですけどね、よその県のケースですけど。

やはり、きちんと子どもの意見、子どもからの聴き取りができるスタッフが行わないといけませんよ。その辺がやはり、私たちは当たり前前に調査専門家会議が開かれていると信じたいですけども、なかなか曖昧な定義をされていて、結局はしっかりとした調査にはなっていない。もちろん再発防止策はどこにもないということになりかねないので、ガイドラインに長々とありますが、その辺を、県のほうでも重大事態の専門家会議を設置してどうするかということについては、もう少しきちんとやるべきことを押さえて、抜け道をいっぱいつくらないように。やはり問題なのは、教育畑の方というのは、こちらの言葉で言えばしがらみが強くてなかなか調査が難しいかなというふうに思います。他の市町村でも曖昧なところが多いので、重大事態の専門家会議については細則をきちっとつくるべきだと思います。

アバウトな運用をすれば、子どもの意見も全く聴かないままであろうし、再発防止策も導かれないと。どうしてもなかったというふうな、あるいはいじめはなかったという調査が全国的に起こっているようなので、国のガイドラインを参照するというだけではなくて、その辺は県教委におかれましては、最低限のところは押さえた設置要綱なりをつくっていただければと思います。

国のガイドラインでいいことも結構あったので反映するかなと思ったら、参照ということでそこで終わっているんですけども、国のガイドラインを参照じゃなくて、島根県独自の方針として、国のガイドラインをお手本にして、こことこことこは押さえたというのをつくっていただきたいと思います。

●事務局

ありがとうございました。今、非常に大切なことを言っていただきました。報告書に盛り込む内容ということで、事実をしっかりと調査して、いじめがどうであったかということと、それから、再発防止いかにしていくのかという、この取り組みは必ず必要なことだと思いますし、再発防止をするということは、それはやっぱり学校の責務だと思うのです。学校の責務であるからこそ、学校がしっかりと再発防止に向けた取組をどのようにするかということについて、自校でしっかりと書くということで、県立学校の場合は、基本的には学校側が調査することになっているんですけど、うまくいかない場合には、条件はありますけれども、教育委員会が主体となって調査するよう

になっています。

今、発言された、いかに再発させないか、次につなげていくのかというのがこの報告書の大きな意義でもあると思いますので、その点は今後も生かしていきたいというふうに思います。

国のガイドラインについては、どれも非常に重要で、どこどこを引用するということがなかなか難しいために、それで参照というやり方をさせていただきました。しっかりこれを使わせていただくということですが、今回はガイドラインの一部分を県の改訂案に追記しておりますけれども、ガイドラインそのものはしっかり読み込んで周知していかなければならないと思っております。

●委員

私は、11ページに追加、変更された部分についてお話をします。

児童生徒が自主的に行ういじめの防止に資する活動の支援というところで、活動や子ども同士が悩みを聞き合うという部分が追記されています。この言葉は大切であると考えます。いじめは大人社会にもあります。私は悩み相談で聞きますが、子ども社会ももちろん、人間が生きていくときにはいろいろ衝突する、本当のいじめに至らないために日常の中で小さいことでも、子ども同士がホームルームとか、総合学習とかで気軽に「僕こんなことで困っちゃう」と言えるような先生の態度や教室の中の雰囲気があると日常的に小さいことでも言い合える、聞いて話し合うと子どもは結構、「こうすればいい」とか、「僕もそんなことでやられたことある」とか話し始めるんです。こういう子どもの自発的な姿の中で、いじめの芽は少しずつ減らされていき、大きくなれないと思っております。

保護者も家で子ども虐待をしたり、夫婦げんかのひどいの、DVなどがあつたりして、世の中が、相手のことを大事に思って暮らすというような世の中になっていないことを感じます。ですから、私はここに、この言葉が、挿入されていて、これが学校の中で実施され推進されていくことを望んでいます。

それから、子育てをしている保護者の方にも、ストレスを抱えながらいて、つつい子どもに八つ当たりするような状況が起きています。ですから、親自身も安心して話せる場、仲間が必要です。子どもは学校で、このことができる、もう少しみんなが気持ちをわかり合って暮らせるようになるのではないかと感じていますので、私の意見としてお話しさせていただきました。

●会長

未然に防ぐ中での学校の教育活動、学校全体を通して教育活動の中で日常的にという、これが大事ではないか。さらに、延長線上というか、プラスアルファ保護者への支援等もということでご発言いただきました。学校での日常的な教育活動の中でということが重要だという御意見もございましたが、学校の関係の方、もし何か御意見等ありましたらご発言ください。

●委員

国の方針も含めてですけれども、学校現場で発見されることの多いいじめ問題は、学校が主体になって対応していくというところは十分わかりますが、先ほどのSNSのことなど、対応について以前よりも数段、時間とか人手がかかる状態です。子どもの命とか精神面にかかわるとても大事なことなので、このいじめ防止対策法に対応するための学校現場への人的な支援とか、様々な措置的なものが必要です。

今、教室にいる子どもたちは、昔のように大人数の中で育った子どもたちではなくて、1人、2人の少人数の家庭で育ってきた子どもたちですから、確かに人との関わりっというのは、そううまくないと言ったら語弊がありますが、上手じゃないところ多いです。だから、トラブルとかそういうのは当然起こるもので、それを学校経営とか学級経営とか進めていくのが教師の力量なのですが、先ほど言ったように、以前と比べるとそういう対応の部分に関して難しい部分が多いです。特に小学校あたりは低学年と中学年、ずっと1つの学級を1人の先生が見ていきますので、例えばこういうトラブルが複数あった場合は、両方の話を聞く、保護者さんの対応をする、それが1人の担任ではなかなか対応できません。組織的対応と言われますが、そもそもその学校現場への人的支援が不足しています。そういう面では、その基本方針に沿った形の何か具体的な手だてをより早く、より現場の方に近い形で示していただけると、結局、子どもたちにとっていいのではないかなと思います。

●委員

先ほどの話の中で、いじめに関する小・中の連携という話がありました。身近で起こった具体的な例でいいますと、事例が一応小学校でおさまって、そういうことがあったよという連絡を中学校に上げておりました。中学校でも同じようなことが起こりました。情報は上げていたので、いろいろな人間関係を見極めるとか、そういう点で非常に小学校の情報を生かしていただいた例として、連携をしておりますよっていうこ

との実例として挙げさせていただきます。

また、いじめについて今年度、道徳の授業で取り上げて、心情的なものを耕すことに取り組みました。御承知のように、新指導要領が平成32年から実施されます。それに先取った授業を行いました。小規模校ですので、心優しい子どもたちの中でいろいろな良い意見を聞くことができました。少しずつですが、子どもたちの心を耕すということも大事だと思っております。これが2点目。

3点目としては、やはり小規模校の中でも、この中でも取り上げておられますけれども、発達障がいとかそういうところで、どうしても自分の心をセーブできない子どもたちも増えてきております。配布された資料の後ろのところを見せていただきましたが、ちょっとそのようなところもあるかなというところ、多々あります。

小学校の中でもいろいろな児童、いろいろな家庭、連携、そして取り組むべき内容、たくさんの中で先生方頑張っております。また、そういうところを見ていただければなと思っております。

〔休 憩〕

●会長

議題の2に入ります。「平成28年度生徒指導上の諸課題の現状について」です。資料2について、事務局からの説明をお願いします。

●事務局

資料2と資料3をあわせて見ていただきたいと思います。

まず、これから説明させていただく資料についてですが、昨年度までは、文科省で行われておりました「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」と言われておりましたが、今年度から名称が変わりました。題名も諸課題と表示しておりますが、これは、今年度の調査というのは平成28年度の調査のことですが、義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に係る附帯決議におきまして、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮することとされたことを踏まえ、平成28年度の調査からは、調査名を「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」というふうに変更されて調査されているものでございます。この資料については、記者発表もしておりますし、ホームページにも掲載しておりますが、改めて説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回いじめについての説明ですが、関連するものを含めまして、暴力行為、い

じめ、不登校、大きな3つのくくりでお話をさせていただきたいと思います。その他のことについてもデータに載っておりますので、これは、また見ていただければと思っております。

それでは、いじめの問題を中心に、暴力行為や不登校について説明をさせていただきたいと思います。この調査そのものが、公立学校は県教委が、それから、国立・私立学校の場合には文科省へその内容を直接報告するというふうになっておりますが、数値については、そこにも少し上げておりますが、国立・私立の学校分を合計数の中に入れて反映しておりますので、またごらんいただきたいと思います。

まず、1ページの暴力行為の発生件数ですが、公立の場合ですと合計が796件。前年と比べますと280件の増でした。国立、私立も含めると821件でして、前年と比べますと292件の増加です。

下の(2)になりますけど、どんな内容のものかということでございますが、①に対教師暴力、これは特に小学校が増加をしているという状況です。それから②の生徒間暴力、これも特に小学校が増加しております。④の器物破損でございますが、これもやはり小学校が増加をしているというような状況でございました。

それから、2ページの(3)に加害児童生徒の学年別内訳があります。前年に比べると小学校が増加していますが、特に低学年と中学年が増加している傾向です。

この暴力行為が増加している理由ですが、1つは、いじめの正確な認知が進んできたことに伴い、児童生徒の状況を細かく把握し、組織で対応することが定着しつつあるということです。暴力行為に対して、学校内で教職員の認識を共通理解したこと、それから、些細な事案も報告し合うという組織となって細かく記録をとっておりますので、これが数としてたくさん上がってきたということのあらわれであるというふうに考えております。とはいえ、かっとなつてつい暴力行為に及ぶなどの、感情のコントロールがなかなかできにくい児童生徒がどの学年にも増えてきている傾向があるというふうに聞いております。それから、特定の児童生徒が繰り返し暴力行為に及ぶケースも報告されております。暴力行為の件数は増えておりますが、かといって学校がすごく荒れているかと言われると、全体的にそういう状況ではないというふうに認識しておりますが、学校現場が細かいところまでしっかり目を行き届かせている証であるというふうにも考えております。小学校の低学年についていじめの認知が進んで、休み時間のじゃれ合いなど、組織的な対応が進んだことによって、日常の活動の中で

のものも数字として上がってきているというふうに思いますので、これ自体は前向きに捉えております。

暴力行為に対する今後の対応ですが、やはりかっとなつてなかなか感情のコントロールがきかないとかいうようなこともありますけれども、やはり言語活動の充実、対人関係の形成能力の育成というところに力を入れなければならないのではないかということだと思います。

それから、学級の満足度等を把握するアンケートをしっかりと実施し、ずっと継続してやっておりますが、これを活用した親和的な学級づくりを進めることや、児童生徒の所属感や自己有用感を高める取組を続けていなければならないというふうに考えております。

教育相談体制の見直しということで、今年度から教育相談コーディネーターの指名を各学校にお願いしております。教育コーディネーターには、教育相談の計画でありますとか、スクリーニング会議でありますとか、ケース会議などを中心的にコーディネートしていただく、そういう役割を期待しております。今年度は、この連絡協議会を実施しました。来年度以降は、この教育相談コーディネーターの養成研修を実施する予定にしております。

続いて3ページ、いじめの発生状況についてです。認知件数は、公立で1,618件です。国公立、私立も含めると1,643件でした。表を見ていただくと、一番左側が国公立と私立を含めた数です。

(3)が いじめの現在の状況です。平成28年3月の段階で、解消しているものは全体の約92%・1,488件です。

それから、(4)いじめの認知件数の学年別内訳ですが、特に小学校の低学年、中学年の増加が顕著です。

4ページをご覧ください。いじめの発見のきっかけですが、本人からの訴えが増加しております。これは昨年もそうでしたけども、非常に本人から訴えやすい状況になりつつあるのではないかというふうに考えております。

それから、どのようないじめであったのかということですが、5ページの(7)に いじめの態様があります。冷やかし、からかい、悪口、おどし文句、嫌なことを言われるでありますとか、軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするというようなものが主なものでした。

いじめの認知件数が増加した理由ですが、既に報道されているところですが、校長会を初め、教員研修等でいじめの正確な認知に対する啓発を行った結果、法に照らした正確な認知が進んだことによるものであるというふうに思っております。それから、指導主事による学校訪問を通じて法や基本方針について周知を図り、各学校において組織的な対応が浸透してきたことによるものと考えております。いじめの認知は、いじめの初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っているわけですので、いじめへの対応を積極的に行うためには、しっかりと認知することが大切だと考えております。

今後も積極的に認知するよう学校現場に働きかけていき、いじめへの対応を確実に行うようにしていきたいと思っております。

様々なところでこのような発言をしますと、数が増えたほうがいいのかというふうにおっしゃる方もおられますけれども、数が増えたほうがいいのではなくて、認知をしっかりして対応していくということが大事なところですので、見過ごさないということも含めて、認知件数が上がっていくということについては肯定的に捉えているところです。

このいじめ問題に対する今後の対応ですが、これは資料3も併せて見ていただきたいと思っておりますが、例えば関係機関との連携を強化するというところで、今回こういう協議会でもお話をさせていただき、御意見を頂戴するということがございますが、いじめ等対応アドバイザーの活用ということで、弁護士の方などを派遣するという制度を持っております。弁護士の方でございまして、様々な保護者が相談したり、学校が相談したり、様々なケースがあります。昨年度までは、一人の弁護士しか委嘱しておりませんでした。今年度から各教育事務所ごとに1名ずつ弁護士の配置をして、相談利用ができるということで、準備させていただいているところです。

それから、学校の取組の一層の充実ということで、日頃からの日常観察でありますとか、面接、アンケート等で早期発見、対応をしていただくということや、先ほども申し上げました、児童生徒の学級満足度を把握するアンケートQ U等を活用した親和的な学級づくりを引き続きお願いをするということです。スクールカウンセラー等の活用によりまして、教育相談体制を充実していくということや、生徒指導に係る研修を充実させまして、いじめの未然防止や早期対応等の知識、技能を向上させていくという取組をしているところです。

続いて、8ページですが、小学校及び中学校における長期欠席の状況です。公立の不登校児童生徒数は781人です。これは前年度に比べて82人の増でした。国立、私立を含めると790人です。これは前年度に比べますと84人の増でした。

不登校児童生徒数の学年別の割合ですが、それは(3)にあります。小学2年生、3年生、6年生、中学1年生、3年生が増加しています。

(4)の不登校児童生徒のうち前年度不登校の有無ですが、新規に不登校となった児童生徒が多い傾向です。特に中学1年生は新規が多いという傾向があります。

不登校の増えている理由ですが、不登校の要因は様々なケースがあり、一概には言えませんが、(5)にもあるとおり、学校における人間関係に課題があり、無気力、特に不安の傾向が高く、その中でいじめを除く友人関係をめぐる問題や、学業不振などが小学校、中学校に共通している要因です。また、先ほども中学校1年生は新規の不登校が多いと申し上げましたが、新しい環境になった際の人間関係が難しいことも要因ではないかというふうに分析をしているところです。

小・中学校の不登校児童生徒への今後の対応ですが、教育相談体制の充実ということで、スクールカウンセラー活用事業を行っております。今年度は全ての小・中学校にスクールカウンセラーが配置できておりませんが、来年度に向けて全ての小・中学校に配置できるように検討しているところです。

スクールソーシャルワーカー活用事業は、全市町村に委託して実施しております。それから、子どもと親の相談員、これは小学校25校に配置して対応しているところです。

そのほか、教育支援センターへの運営事業で交付金を出しておりますとか、非常勤講師による支援体制の充実ということで、非常勤講師によってクラスサポートティーチャーでありますとか、学びいきいきサポートティーチャーの配置などを行っているところです。

続いて、11ページの高等学校における長期欠席者の状況です。高等学校における長期欠席者の状況ですが、不登校の生徒数は208人です。私立を含めると256人です。公立の場合ですと、昨年度に比べて8人増、私立も含めると、全体では2人増ということです。

(3)の不登校生徒の学年別の内訳ですが、全日制では減少の傾向がございます。定時制は増加しているという状況です。特に全日制は、平成25年から減少傾向が続いています。

それから、12ページの(5)不登校の要因ですが、これは先ほどの小・中学校とも共通していますが、全日制では学校における人間関係に課題があり、無気力、不安の傾向もある。さらに、進路に係る不安が要因だというふうに考えられております。定時制でも無気力、不安の傾向が見られ、その中でいじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振があると考えられております。さらに、高等学校不登校生徒への今後の対応ですが、これは中高連携により、早期の情報共有を行うとかであるとか、先ほどの教育相談体制の充実ということで説明させていただきましたが、スクールカウンセラーの活用であるとか、スクールソーシャルワーカーの活用を小・中学校と同じように進めているところです。

さらに、県立学校の場合は教育相談員を宍道高校、浜田高校定時制・通信制及び三刀屋高校掛合分校に配置し、様々な悩み等にも、スクールカウンセラーとはまた違う対応を行っております。

それから、教職員の資質を向上させるということで、学校訪問による指導助言を行っており、3年間で全ての県立学校に指導主事が出向くことを続けているところです。

以上、全ての説明ではございませんが、主に暴力行為といじめ、それから不登校についての説明をさせていただいたところです。資料2の説明につきましては以上です。

●会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、御質問、あるいは御意見、よろしく申し上げます。

●委員

諸課題という文言に変わったっていうのが、ちょっと。不登校の子どもが問題ととらえられるといけないということを言っておられますが、適応指導教室が教育支援センターと名前が変わっても学校への適応指導ばかりしておられまして、学校復帰が多いですね。

前からずっとお願いをしておりまして、新聞社の方にはよくお願いしているんですけども、これらの生徒指導上の諸問題(諸課題)の調査っていうのは、不登校した子どもとか親本人には聞いていませんよね。教員の手による調査であるということを共同通信社にお願いをして、記者発表をされたときに必ずその一文を入れてほしいということ。

それと、平成28年文科省の不登校に関する調査研究協力者会議の最終報告の中で、個

人カルテというか、教育支援シートというのがあって、結構事細かに書くようなことになっておりまして、島根県においては、各学校現場でこの個人カルテはまだやっておられるのかいないのか、やっていないというふうにおっしゃったけど、いじめの問題は関わっていると、あるじゃないですか、学校で。子どもが、私たち不登校をした本人とよく話をしています。自分のあずかり知らないところで勝手に記載をされると。権利条約とも関連して、当事者抜きに教員の都合で書かないでほしいと思っていますので、その個人カルテっていうのは人権侵害だと。個人情報をどうのこうの言っていますが、不登校の調査に関しましては、一切子ども私も聞かれたことないんです。家庭の不和が要因とかもありましたけど。

やっぱりその辺は、少なくともこういう調査というのは、子ども本人と不登校の親御さん本人には聞いてなくて、教員が、例えば5年生であれば、5年のときからしかわかんないですよ。中学校で教員が記入するじゃないですか、そのときに、不登校のきっかけって、小学校のときから行ってなかったりするわけ、わかるわけがないでしょう。

私は、全国の不登校の親の会とかにも参加しますが、本当に涙を流して、自分のことがこんなふうに書かれていたっていうことを後で知るとは本当に傷つくということです。少なくとも、不登校のカルテに、いじめのことで問題だと思うんですけども、本人と相談しながら書く調査でないとな本人が非常に傷つきますというか、もう人権侵害です。それで、島根県の学校においては、そこは大事にさせていただきたいというふうに思っていますが、島根県下の小・中・高にあって、不登校の個人カルテを本人に聞くことなく教員の目で見ると事細かく書くことを書くがもう始められているのかどうかお聞きしたいです。

それと、自死の生徒指導上の諸課題の調査について、ちょっと自死についての調査について教えてほしかったのと、いつも、子どもの問題で学校に子どもが行かなくなるのもありますが、教員との関係とか、これ、なかなか出ないですけどね、こういうデータ上は。一つの参考資料として、教員の体罰、あるいはセクハラデータを出示してくださいというふうをお願いしているんですけども、なかなかそれが出てこない。

それから、自死に関してですね、文科省の統計と、要は教育サイドの統計と警察庁の統計がまだ倍ぐらい差がついていると。そのことについて、遺書ありなしにかかわらず、学校に起因する自死に関しては数のすり合わせを、だから、教育委員会が気づい

てない自死について、警察庁のほうで数が上がっているとすれば、どうしてだということ、個人情報が出るというのなら伏せといていただいて結構ですから。県レベルでいえば、県警と県教委との間で自死の数、学校に起因し、しかも原因のところにいじめっていうところがあると思うんですが、そのすり合わせしていただかないと、これは文科省とか教育サイドがおっしゃる、これは自死ではないとか、いじめではないとかっていうことについて、そうでないということをおっしゃっている親御さんとか遺族の方が多いということもあります。親が言ったから自死は伏せたじゃなくって、親御さんそんなこと全然知らないよというようなケースですね。そういうところを私は文部科学省にいろいろ言ったので、その辺はちゃんとするんじゃないかと思ったのですが、何も変わってないんでしょうか。自死の件数を県警とすり合わせているかどうかと、それから、子ども本人に聞かないで教員の手で書いてしまう不登校カルテを島根県の学校でスタートさせているかどうか、この2点についてお尋ねしたいです。

●事務局

まず、個人カルテの件でございますけども、県教委としては、そのようなカルテをつくってもらおうということをお願いしたことはございません。

●委員

でも、出てきますよね、学校現場からは。あれはいじめのカルテなんですか。

●事務局

それについてはちょっとわかりません。

●委員

県教委は言ってないけれども、学校現場でやっているケースはあると。

●事務局

把握はしておりません。

●委員

いじめに関して小学校から中学校に申し送りとか、よくわかるんですよね、いじめた子どもたちが同じクラスに行ったら、もう中学校の入学式のときからアウトですから、その辺は配慮が必要だと思うんですが、そういう申し送りをするとき、その情報の当事者である子どもさんの了承をとっているかどうかあわせて教えてください。

●事務局

各学校で行われたことについては承知しておりませんが、今おっしゃられた、例えば小学校の時はどうだったのかというのを中学校にどう伝えるかということについては、それは当事者にしっかり話をして、これ伝えてもいいのかというのを確認するのは当然のことだと思います。

●委員

福祉の場合、当然、知的障がいがある方は福祉サイドと一緒につくりますよね。なぜか教育サイドだけは本人抜きにつくられるんで、そこのところは、多分、文科省でそういうものもつくってらっしゃるので、いずれ強制的になるかもしれませんが、そこのところは、不登校経験者である私たちは本当にやめていただきたい、30年後に本人見て死にたくなるということがあります。よろしくお願いします。

●事務局

それと、もう一つつけ加えさせていただいていいですか。今おっしゃっていただいた中に、各学校では、特別な支援の必要なお子さんに対する様々な支援計画等を立てますけども、これについては保護者の方にもしっかり入っていただいて一緒に計画を立てて、それを中学校に送るというようなこともされていますので、今おっしゃられたように、当事者の意見もしっかり反映したものというのは、もうそれが一番大事なことだというふうに思います。

それから、自死についてですが、平成28年度については自死の報告を受けておりません。ですので、これは警察とのすり合わせは行っておりません。

●委員

もし警察のほうに上がっていれば、教育委員会の認識がゼロであっても、それもすり合わせをしていただきたい。

●事務局

ただ、情報交換はもちろんするわけですが、そのときにはそれに関するようなものであれば、情報交換をして情報共有することはありますけど、今回、平成28年度につきましては、そのようなことについてはすり合わせをしてはいないということです。

●委員

いろいろ文科省のほうにもお願いをしましたが、10年たってもそこが何も改善していない。例えば9月1日、2学期の初めの日に亡くなる子が多いっていうのも、文科省にもずっと言っているんですけど、内閣府の指摘があってはじめて、例えば9月1

日の問題とかね、1月も危ないですよ。内閣府の指摘があって、やっとなんとか思ったんですけど。重大事態に関連した一番の不幸は、やっぱり命が絶たれてしまうということでもあります。そのことについて全く触れないのは問題かと思えますし、それから、やっぱり一番大切なのは、学校に戻るとか戻らないとかじゃなくて、学校行かなくなっても生きていてくれるのが一番いいわけですよ。教育機会確保法ができましたけれども、子どもにとって、学校が安心していられる学校でない場合に、子どもが体を張って行かなくなると。

学校に行かなかった子どもの教育を受ける権利、学習権っていうのは全く保障されていません。義務教育無償化がどうのこうのだったら、不登校の子どもには一銭も払われていません。その辺も、小学校の不登校の子が増えていると思うんですけど、その子どもたちに対して教育支援センターとか、それから家にいる子とか、フリースクールとかフリースペースとか、そういうところにいる子どもたちに対してはどうするかっていうこともお聞きしたいです。やはり報告書を見せていただいて、何も変わっていないなど。不登校がゼロになるのがいいことであって、学校復帰だけが語られて、学校復帰した子が何人かと。学校に行かないで大きくなった子どももいますよ。やっぱりその辺を、子どもの立場というか、子どもの育つ権利とか、子どもの学習権とか、権利条約でいうところの子どもの最善の利益を考えていただくと、命を削ってまで学校へ行く必要はないし、安心して通える学校でない場合に身を守るために行く必要はないわけで、そういう視点が全く入っていないのか、そこについてもお尋ねしたいです。命あってのものとずっと申し上げています。

●事務局

ありがとうございます。今おっしゃっていただいた学校復帰だけが目的ではないということについては、今度新しい指導要領の中の総則の中にそうきちんと書かれています。学校側への復帰だけが目的ではないということで、それぞれの社会的に自立を目指したしっかりとした学習、学びを支援するよということを書いてありますので、今御指摘いただいたことについても、今後しっかりと捉えていかなければならないというふうに思います。

それでは、学校に行くことができない子どもたちへの支援をどうするのかということですが、県としては、今やっております教育支援センターの数が非常に少ないので、たくさん子どもたちが気軽に通うことができるほどの数はないわけですが、各市町

村の協力を得まして、今、12施設で実施しているところです。これについては県からの補助金を支出して、しっかりと支援をしてやっていくということで、現在、考えているところです。

●委員

民間の居場所等ですね、サポート校とかも含めて、良心的にやればやるほど、手弁当でどこまでやれるのかという状況で、学校に行かない子は自分たちでどっかで大きくなっていくわけで、本当に考えていただきたい。

それから、そのことに関して、学校ですごく辛いことがあると、その校区にいるのがとても辛いわけです。今いろいろ貧困対策等もフロントとして学校を通じてやるわけですよ。全てが学校でやることになると、学校に行くと死にそうになる子どもにとっては、そして、そこに全部友達とかがいると、学習権どころか、友達もできないし、遊ぶこともできないしっていうふうになってくるんです。その辺についても、県教委に関しては、例えば島根県や松江市、全てプールもあるし、図書館もあるし、いろんなところがあるので、松江市の、島根県のいろんなところで子どもたちが学校には行かなくても育っていけるように応援しようと、そういう合意を10年前にはとっていたような気がしているんですけども、余りにも学校外で育つ子どもに対して何の御配慮もいただけないし、何の予算もいただけない。本当に大変で、手弁当でどこまでやれるかと、来ている子どもさんたちも利用料が払えない子も多いですから、本当に心配です。

子どもたちは、学校に行くのも行かないのも子どもたちが決めることですので、しんどい場合は学校に行かない。昔あった、いじめサンクチュアリの話なんかも全く出なくなったと思うんですけど、その辺の考えもですね、学校に合わなかったら育つ場がないじゃなくって、島根県のいろんなところで、図書館もあれば、プールもあれば、テニスコートもあれば、いろんな近所のおばちゃんもいてくれるわけで、あんた何で学校に行かんのか、学校に行かんで、こんなところろろしてどうするんじゃないかって、それなりの事情があります。学校に行かないで育つ子どもたちに対して、予算的なことも含めて、冷たい目で見ないで応援してやってほしいと思います。

●事務局

決して冷たい目で見ているわけではないんですけど、例えば、一つの例ですが、これはある市でございまして、教育支援センターに通っていたんですけども、教育

支援センターではなくて、そこから民間の農作業をするNPOの団体へ紹介をしていただいて、子どもさんが、教育支援センターも行くんですけど、そこで農作業を体験しながら自分自身を見詰め直して、しっかりとまたエネルギーを蓄えて、高校進学したという例を聞いております。

今、おっしゃっていただいたように、様々なところで協力をしていただくということは、今後も考えていくように、それぞれ、教育支援センターもそうなんですけども、様々な機会に、今おっしゃっていただいたような内容につきましては、発信をしていかなければならないなというふうに考えております。

●会長

ありがとうございました。なかなか重要な問題で、今日のこの場で解決するというよりは、今後の継続的な検討といいますか、いい方向性を目指すということも必要だと思います。

今日は、いろんな方からの御意見を聞く場でもございます。資料4を準備していただいております。自由意見として、学校等の関係、あるいは人権擁護ということで、4団体のほうから、日頃いじめ問題に取り組む上で課題となっていることについての感想なりコメントをいただいております。それで、突然振るという形になるのですが、書かれた関係機関の方に、この課題についての簡単な御説明なり、あるいは御意見等を伺っていければなというふうに思っております。よろしいでしょうか。

●委員

いじめ問題に係る法的な対応とか、保護者との連携・対応と書いてありますが、SNSへの対応とか、いろんな面でやはり専門家の意見といいますか、専門的な対応が必要な部分が本当に多くなってきました。例えば、いじめ問題に関しても、加害者、被害者の双方が弁護士を立てるというケースもあります。そのときに当然学校だけでは対応できませんので、弁護士への対応とか記録の問い合わせに対してどうするか、いろんな教育委員会等も対応していくんですけども、実際学校現場ではどういうふうな対応、あるいは準備が必要かというところで、まずは相談できる場所が必要で、県教委にはそういう法的なもの、弁護士を派遣する制度がある。ただ、市町村立学校の場合は市町村教委を通してという流れなので、市町村教委を通してなかなか上まで上がらないケースもあります。ただ、松江市は、先般ホームアドバイザー派遣事業ということで、学校現場からの問い合わせに応じて、弁護士2名の方を必要に応じ

て学校現場、あるいは保護者への説明のために派遣しますという形にさせていただきましたので、少しそういう方向も進むかなと思います。また、学校の中にも何かそういう専門家の方が常駐される状況があると(学校スクールカウンセラー制度の充実など)保護者にとっても相談しやすくなると思います。

●会長

今回は、幾つか法律関係の機関関連の方にも来ていただいております。何かコメントなりをいただければと思います。

●委員

例えば保護者の方が、トラブルがあった時に、先生とのやりとりを録音させてもらっていいですかとか言われた時など、学校はどう答えていいかなど、そういう細かいことも含めてです。

●委員

録音の件ですが、録音は合意して録音するというのが原則ですから、応じる義務ということまでは一概にはないのかなというところかと思います。ですので、個別に対応をしていただくしかないのかなと思います。済みません、その辺しかちょっと申し上げられないです。

●会長

いじめ対応のものに関わるときは、学校側から弁護士さんのところへお願いっていうケース、それともやっぱり保護者から弁護士へっていう場合が多いでしょうか。

●委員

それは弁護士によるとと思いますが、普段から行政とつながりの深い弁護士であれば、学校側から相談を受けるってこともありますでしょうし、普段からわりと被害者の立場に立った活動をされている弁護士であれば、いじめられた側からの相談を受けるってということもあるかなと思います。

●会長

先ほどの御質問の中にあつた、何か学校にそういう法対応の可能な方の配置といったことも望ましい条件としてあるんだけどもといったような御意見があつたと思いますが、事務局、もしコメント等あればお願いします。

●事務局

現在、そういう制度はないですが、スクールロイヤーという制度を新年度は文科省が

3か所程度を考えておられますが、まだそれがどういう状況になるかということについては、様々なケースを見させていただいて対応を検討させていただくという状況ですので、今すぐにとかいうような状況ではございません。

●会長

モデルケースを待つっていうところかもしれないですね。ありがとうございました。

それでは、引き続き、資料4の御説明等をお伺いしたいと思います。

●委員

そこに書かせてもらったのは、生徒指導委員会の中で話したこと、それから理事会でも話して、これを上げさせていただきました。もう小学校の段階からスマートフォンを持っている児童も多いということもあって、やはり増えてきているなと思います。

先ほどのいじめ防止基本方針の改訂の中にもあったんですが、学校ネットパトロールというものが数年前に廃止されたということもあって、実際にはLINE等を監視することはできないのですが、そのことを生徒には伝えてなかったものですから、学校ネットパトロールがあるっていうのは、一つの歯止めにはなっておりました。そういうものも廃止されたとは言っておりませんが、その影響もあるのかなと思っています。

LINEは、閉ざされたグループの中での会話、それをその中の1人が他のグループに拡げる、そこの中からまた次のグループに拡げるということで、回り回って被害者っていいですか、当人のグループに入ってきて、自分が見つけたというようなことが多く、そうしないと発見ができないというような状態です。ですから、被害生徒から訴えがあって、学校が対応しているというような形なんですけど、実際はもう誰が上げたか最初がわからないのもあるということですので、非常に難しいなということがあります。

●会長

学校パトロールが、今のところ廃止という言葉を使っておられましたけれども、そこら辺の背景等も含めながら説明をお願いします。

●事務局

ネットパトロール事業は廃止しました。その理由は、ネットパトロールはインターネットでのいろいろなトラブルというのを、書き込みで見ることのできる掲示板であったり、開かれたネットの中のいろいろなやりとりだったりまして、これはネットパト

ロールでしっかり見つけることができます。しかしながら最近では徐々に検知数が下がってきまして、もうほぼ、ほとんど見つからないという状況になりました。予算的にもかなりの金額をかけておりましたが、それに見合う効果が上げられないということで、今後はSNSでのいろいろな対応について、どのようにしていこうかということで研究をしているところでございます。ネットパトロールそのものについては、先ほど言うていただきましたように、廃止したわけですが、やはり閉じた世界の中でいかにしっかりと運用ができるのかというような、情報モラルをしっかりと育てていかないと、ただ取り締まるだけ、パトロールするだけではうまくいかないというのが現状です。

●会長

ありがとうございました。この件に関しまして、今回の改訂案にも、事前に防止ということで講演会とか研修会を実施したり、リーフレット等を配布したりして周知・啓発していくことが重要なポイントとして書かれていますが、例えば、どの方に各学校がお願いをすれば、そういう方に来ていただけるのかといったようなところを少し説明いただければなというふうに思います。

●事務局

学校で様々な研修の機会を持ったり、子どもたちへの指導をしたりする場合に、警察もありますし、それから通信業者の方もございます。それから情報専門の全国的な組織から来ていただき、専門的なお話を聞く機会などもございます。有料であったり無料であったり、それから、実際に教育アドバイザーという肩書で講演活動をしている方などもおられますので、そういう方にもお願いをしながらやっているというのが現状です。

県立学校では、その年にそういう教育活動をしたいところについては情報提供をして、学校から申し込んでいただき、そういう啓発の研修会などを実際に行っていただいているということをしております。

●委員

島根県の中学校では、どこの学校も、毎年、専門の方の指導を受けています。少なくともここ5年ぐらいは毎年やっています。

●委員

高校も毎年実施しています。警察の方に来ていただいたり、通信会社の方に来ていた

だいたりしています。

●会長

ありがとうございました。それでは、限られた時間でございます。資料4の次の御説明をお願いします。

●委員

ここに書きましたのは、多分、以前も同じようなこと言ったとは思いますが、人権擁護委員連合会としても、このいじめの問題は重大な問題と捉え、以前は小学校を主に人権教室といいまして、出向いて話をしたり、子どもの意見を聞いたりしておりましたが、近年は中学校に力を入れておりました、松江では、今年は3校に出向き、人権教室を実施しております。これは、人権擁護委員が出向きまして、数名から10名程度、学校の規模にもよりますが、少人数のグループに分かれていただいて、そこで生徒の意見を聴くというものです。人権擁護委員が生徒に話をするというよりも、生徒の気持ちを聴くといいますか、そういうことを重点に置いておりました、DVDの「リスペクトアザース」という、これは全国の中学生作文人権コンテストの入賞作品をDVD化しまして、これをもとに他者に対する尊重といいますか、大切に、認める、違うことを認め合おうという、そういうふうな映画の趣旨なんです、これを通して生徒の意見を1時間とか2時間聴くような取組を行っています。

この課題としては、やっぱり学校も授業等でいろいろ立て込んでおりますので、その中に組み込んでいただく日程調整とか時間とか、そういうもの、また委員の研修といいますか、それにも力を入れてやっているところです。これはまた今後とも続けていきたいと考えている活動です。

それから、これよりも以前からSOSミニレターというのも取り組んでおりました、全ての小・中学校の児童生徒に対して、もし何かあったら、人権擁護委員会へ手紙をお寄せくださいというのを、年1回、学校を通じて配付してもらっています。これは学校を通じて回収をするのではなくて、児童生徒がポストに直接投かんして、それに対して人権擁護委員が回答するというものですが、そういう取組も全国的に、人権教室も全国的に取り組んでおります。

●会長

ありがとうございました。それから、冒頭で資料紹介がありました「年次報告書」についての説明についてお願いします。

●委員

今回、時間があつたらお願いしようと思つていたんですけども、昨年度のまだこの年次報告書まではそれほどひどくは減つてないんですけど、今年度に入ってから特に、全国の方はそのままで子どもからの電話はかかってくるんですけど、島根の子どもからの電話がぐっと減つています。減つてきたのは、小学校や中学校の、特に女の子からの電話が減っています。それにあわせて、今まではいじめの電話がすごく多かつたですつていうふうな話をしていたのがどんどん減つてきまして、これは本人が私どもに電話しなくても、学校でいじめられているつていうふうに言えるようになったんだといひんですけど、そうじゃなくて、電話はもう使わなくなつていないかと思つています。

子どもたちは小学校からゲーム機とかを使つて、ネットに接続しているんで、電話を相談の手段としては考へてないんじゃないかというのがついに島根県まで来たのかなという気もするんですけども、だから全国ではもっと早くからやつていたのかもしれないんですが。

それで、お願いしたかつたのは、オンライン相談をというふうに以前からお願ひしているんですが、私どもの支援センターは、今トライアルというか、試しとしてオンライン相談をしているんです。それで今は、支援センターのホームページにアクセスしていただくとわかるんですけど、9月の、夏休み中と春休み中と虐待に取り組む11月とかは、続けてキャンペーンとしてオンライン相談をやつているんですけど、今は3月までのところで、第1、第3木曜日と第2、第4、ちょっとこの辺怪しいんですけど、決まつたときにオンラインで相談、チャットルームで相談受けていまして、結構相談が入つてきています。

昨年度もお話したと思うんですけど、LINEで長野県が相談を受けられた時に、いじめの相談がわあつと入つたのがあるんで、もう電話でじゃなくて、そういう格好での相談を受ける、どこがどういふ形でされるのかわからないんですけど、そういうことももう始めていただかないと、本当に気軽に子どもたちが、特に小学校、中学校の子がいじめについてもほかのことについても、相談できる場所つていうのがもう電話ではだめになつてきているのかなというふうに思ひますので、お願いしたいです。

学校の方も来ていらつしゃるんですけど、まだ試行中なので、どこでオンライン相談をするかつていうことが、まだしつかり決まつていませんので、子どもたちにも今

ちょっと試行中なんできちんとした形ではお伝えできないんですが、支援センターのホームページの子どもたちへの方にアクセスいただくと、年間のカレンダーが出てきて、この日は受けています、4時～9時でなんですけど。

特に電話ができない子、盲学校の子もとか聾学校の子もからの、先生からもそういう学校の相談をしてほしいということは聞いていたんで、島根県からの声としても早く始めてっていうんで、やっていただいているんですが、ほかの子の、電話かけにくい子も、それを見てちょっと相談してみないかなということ呼びかけていただければいいと思います。島根県ではどうでしょうか、オンライン相談しませんか。

●事務局

確認させていただきたいのですが、相談が減っているというのは小学校の女の子ですか。

●委員

全体的に減っているんですが、今年度においては特に減っているんです。

小・中学生の、特に女の子が減っているんで、いじめの案件が減っているんじゃないかと思います。

●事務局

それから、オンライン相談というのは、チャットルームでやっておられるのですか。

●委員

支援センターはチャットルームで実施しています。

●事務局

私たちもSNS対応を検討しているところです。実際に数社がそういうサービスを行うということを聞いていて、どういう相談ができるのかということで、LINEだけではありませんので、いろいろなやり方について今検討をしているところなんですけど、それを実際に行う場合に、今電話相談を開設していますが、電話相談とは違う体制を組まなければなりませんので、そこも併せて検討をしているところです。

十分かどうかわかりませんが、数社から情報提供していただいたのは、最近のことです。

●委員

前向きによろしくお願いいたします。

●会長

それでは、継続しての御検討、よろしくお願いいたします。予定された時間となりました。これで議事は終了したいと思います。進行を事務局へお返ししたいと思います。

●事務局

それぞれの議題について、貴重な意見をいただきまして、大変ありがとうございました。事務連絡として1点お願いがあります。今日の議事録をホームページ上に公開することを予定しています。後日、テープ起こしをして発言のあった委員様へ議事録を郵送させていただきますので、字句修正等についてよろしくお願いします。

●委員

すみません、大事なことを言い忘れていました。資料1のいじめ防止基本方針改訂案につきまして、たぶんこれが改訂の原案だと思うんですけども、たしか前回の協議会でパブリックコメントを実施するというふうにおっしゃいました。パブリックコメントは実施されるのでしょうか、だいぶ日程が詰まってきましたが。

●事務局

6月に開催したこの会で紹介させていただいたときにはそういうふうな状況でございましたが、その後、教育委員会会議において、今回のこの改訂については、国の改定内容を取り入れるというようなことで、大規模な改訂ではない方向でまとめるということになりました。したがって、全面的な改訂ではなくて部分的な修正にするという方向性が示されましたので、現段階ではパブリックコメントを実施する予定にはしていません。

●委員

何かちょっと約束が違うと思うんですね。やはり一部の人の意見、国の示す方向っていうのはありますが、私は一つの、いじめとか不登校っていうのは、どの子どもさんにとっても、保護者の方は、皆さん具体的に悩みをお持ちで、とても心配されていると思います。

ここの協議会のメンバーだけであるとか、教育委員さん5人であるとか、生徒指導審議会の委員さんとか、一般の人は入っていないと思うんですが、そうではなくって、せめて2週間ぐらいは期間をとって、こういうことで皆様からの意見を求めていますという、そういう機会を設けてほしいです。3年に1回の見直ししかないかもしれないですけど。そのときに、やはりいじめられた側とか、当事者サイドから声が上がってくるのではないかと思います。なぜそこで、教育委員だけの考えで決められるのか、

たぶん普通の県民はそうは思っていないかもしれないのに。どれだけ反映させられるかどうかっていうことはおいといても、せっきくのチャンスですので、いじめに対して広く県民一般の方が、いじめられた経験がある成人された若い方もあるでしょうし、保護者の方もいらっしゃいますし、案外子どもさんも意見をお持ちかもしれないので、そのチャンスをやっぱり活かしていただきたいと思います。

●事務局

御意見として伺いたいと思います。

●委員

教育委員会請願制度がありますので、教育委員会に請願したいと思います。教育委員会会議は、なかなか私たちから遠いところで行われているので、一般県民の意見は反映されないように思いますので、子どもの権利条約の子どもの意見表明権と同じように、主権者は、私たち県民ですので、県民の声を聞くということが教育行政においても一番基本だろうと思います。ぜひ御努力いただきたいと思います。

●会長

それでは、改めて事務局からお願いします。

●事務局

会長様、議事進行について大変ありがとうございました。

閉会に当たりまして、教育監からお礼を申し上げます。

●教育監

それでは、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それぞれの立場から様々な御意見を頂戴いたしましたけれども、共通していますのが、島根の子どもたちを守り、温かく健やかに成長させたいと、そういうふうな思いではなかったかと受けとめさせていただきました。

今後、改訂後のいじめ防止基本方針を周知する際には、本日の会議、また6月の会議で皆様方から頂戴いたしました御意見もしっかりと含めるような形で、現場のほうには周知を図っていきたいと思っております。また今後とも様々な方面から御意見を賜りますようお願い申し上げます。どうぞお帰りの際にはお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

●事務局

以上をもちまして、平成29年度第2回島根県いじめ問題対策協議会を閉会いたします。

